

ドイツの薬局と医療供給体制

第11回 コミュニティファーマシーフォーラム

2024年8月25日

ドイツ・ロッテンブルク市 セントラル薬局

開設者・薬剤師 アッセンハイマー 慶子

プレゼンの流れ

- 自己紹介
- はじめに
- ドイツの薬局状況
- ドイツの医療供給体制
- シン・ドイツのかかりつけ薬局

略歴

- 1986年 3月 神戸女子薬科大学(現神戸薬科大学)卒業
- 1986年 4月 薬剤師国家試験合格
- 1986年 9月 ドイツ・チュービンゲン大学薬学部大学院入学
- 1989年 12月 ドイツ薬剤師国家試験合格
- 1991年 10月 同大学院博士課程修了
- 1991年 10月 — 1992年 3月
同大学にて助手として勤務
- 1992年 4月 — 1995年 3月
ドイツ・デュッセルドルフで日系製薬企業に勤務
- 1997年 9月 南ドイツの小都市・ロッテンブルクで薬局を開設・経営、現在に至る
- 2011年 11月 一般社団法人日本コミュニティファーマシー協会理事に就任、現在に至る
フォーラム、大学での講演者として、また、
薬学視察旅行のドイツ側受け入れ薬局として
ドイツの薬学・薬局事情を紹介する活動を継続中



はじめに

薬局とは

薬局 (APOTHEKE [アポテーケ]) の意味



- ドイツ語で薬局をApotheke (アポテーケ)と呼ぶ
- 古代ギリシャ語「ἀποθήκη」が語源で、「貯蔵する場所」、「貯蔵」という意味
- 薬局の基本かつ最重要業務、「国民への医薬品安全・安定供給」につながる
- ゆえに、昔も今も薬局の本質は変わっていない

ドイツ薬局・薬剤師の義務

- **薬局法 第1条**

国民への医薬品供給を確実なものにすること(概要)
(かかりつけ薬局)

- **薬局営業法 第20条**

服薬指導・医薬品情報の提供(概要)
(かかりつけ薬剤師)

- **薬剤師法 第1条**

その業務により国民の健康に寄与(概要)
(健康サポート機能)

かかりつけ薬局を変えない忠実な患者・顧客

- 全薬局がかかりつけ

法律による義務

- 卸のバックアップで品揃え能力に薬局規模の差なし

医薬品総合卸は、薬局の最強パートナー

- 緊急事態に医薬品の他、物資面で国民を助けられる薬局

地域の物流拠点となり得る

- バカンスのために働くドイツ人、保険開業医院も2~4週間夏のバカンス

かかりつけ薬局でないと、かかりつけ医院が休診時、柔軟な対応をしてもらえない

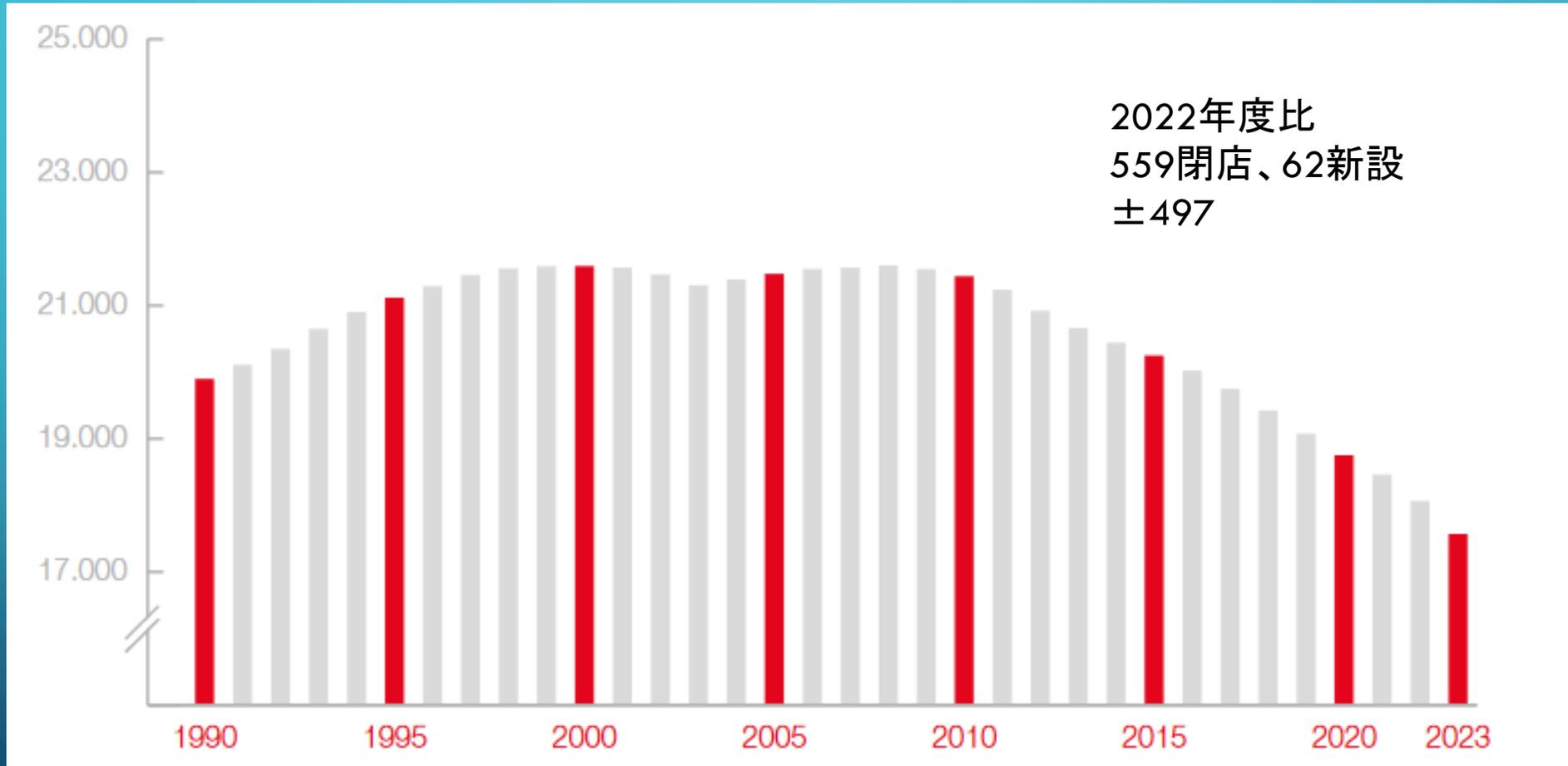


ドイツの薬局状況

減少しつづける薬局数

ドイツの薬局状況

減少し続ける薬局数(2023年末現在17571店舗)



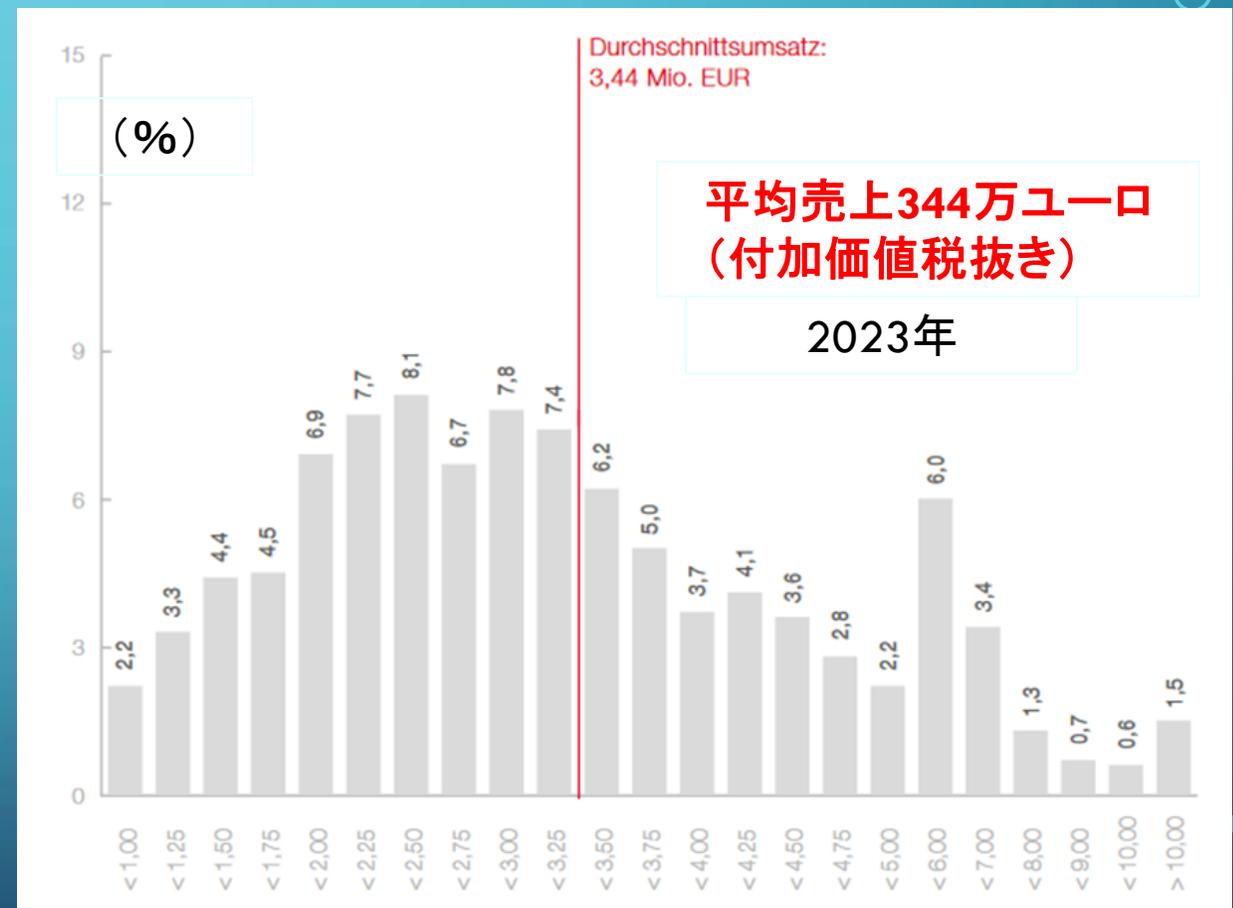
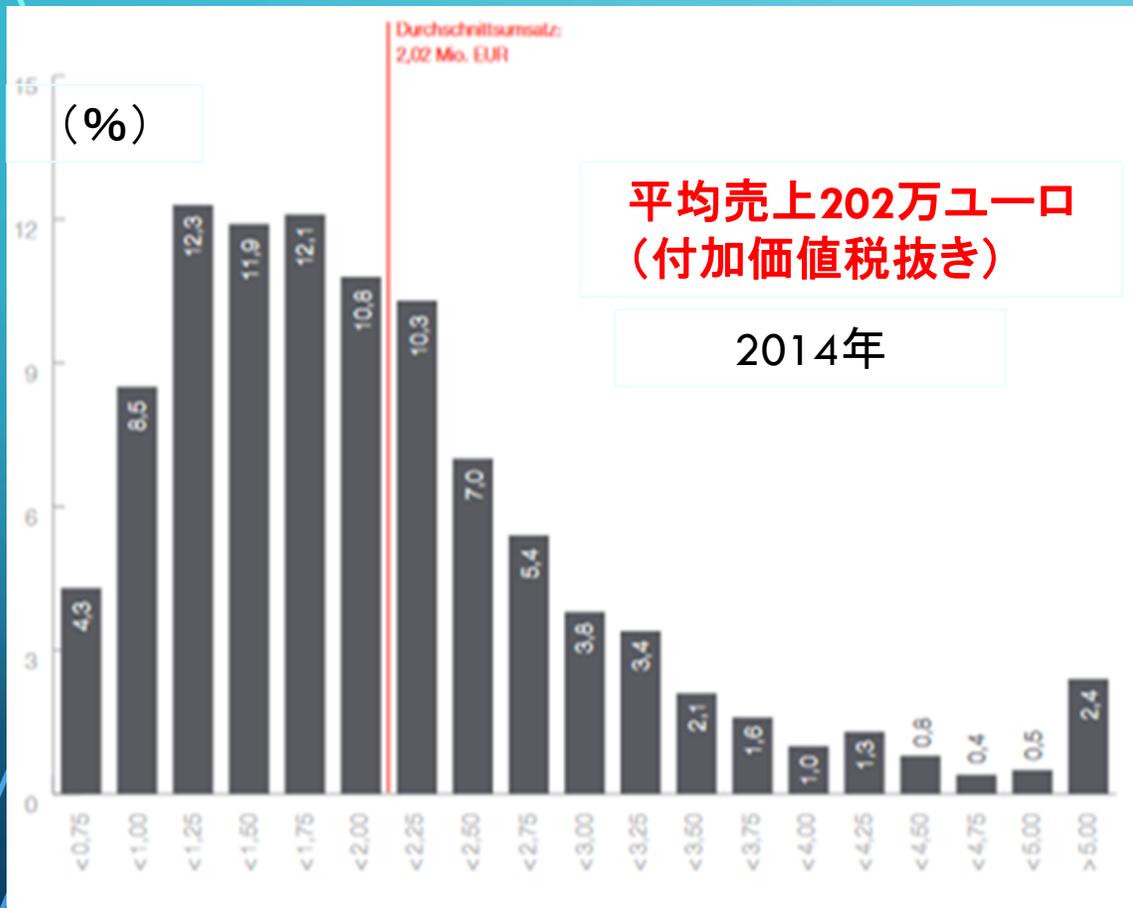
ドイツ薬局統計 Die Apotheke Zahlen, Daten, Fakten 2024

https://www.abda.de/fileadmin/user_upload/assets/ZDF/Zahlen-Daten-Fakten-24/ABDA_ZDF_2024_Broschuere.pdf

薬局売り上げ分布(%) 2014年/2023年

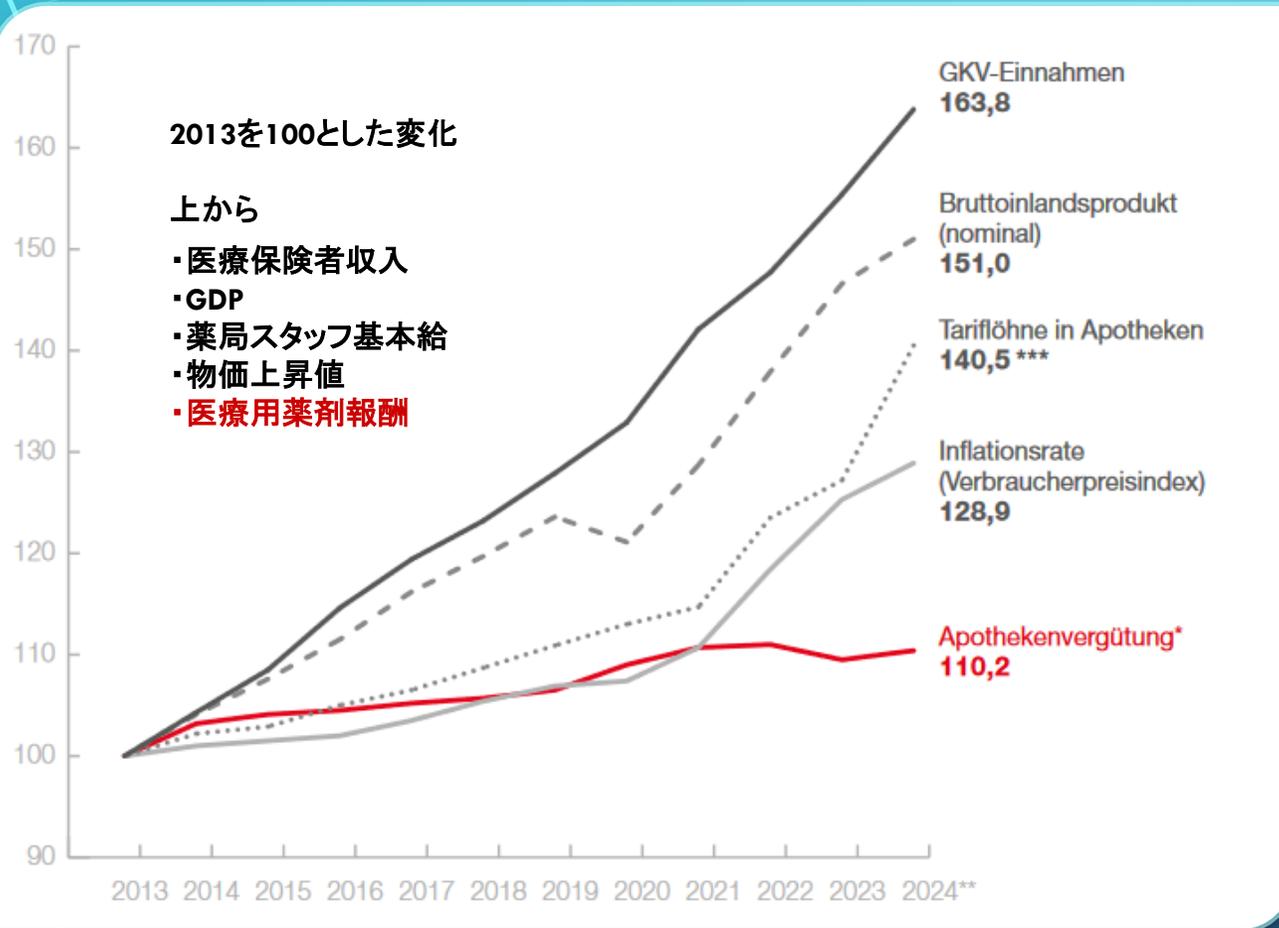


売り上げ額単位: 100万ユーロ



ドイツの薬局状況

薬局経営に影響を落とす医療政策



- 医療用医薬品価格の凍結(2010年)
- 厳しすぎるジェネリック優先政策
- インフレ率、保険医療費の増加に比較し増加していない薬剤報酬
- 人件費を含めた経費の増加
- 国外ネット薬局の参入
- 薬剤師を必要としない薬店の導入計画？

ドイツの薬局状況

改善しない深刻な医薬品不足

- **抗菌剤**

ペニシリン系、マクロライド系、テトラサイクリン系、セフェム系

- **眼軟膏**

デキサメタゾン・ゲンタマイシン合剤

- **降圧剤**

β ブロッカー、アンジオテンシン II 受容体拮抗剤

- **スタチン剤**

アトルバスタチン、ロスバスタチン

- **PPI**

オメプラゾール、パントプラゾール

- **糖尿病治療薬**

メトホルミン、GLP-1 受容体作用薬

- **ビホスホネート系薬剤**

アレンドロン酸

ドイツの薬局状況

苦戦続きの薬局

- 医薬品確保に、より多くの時間と労力が必要

販売統計を見ながら数を揃える在庫調整

➡ より薬学知識を要する発注

➡ 頻繁に卸への入荷状況をチェック

(MSV3システム)

- 増える代替処方への提案

新しい処方箋の依頼・処方医への問い合わせに

より多くの薬学知識が必要

薬剤師の業務負担増

迅速さが必要とされる調剤業務のブレーキに

ドイツの薬局状況 電子処方箋スタート

- 2024年1月1日より
保険開業医の電子処方箋対応義務
- 軟膏・水剤などの調合処方や、麻薬・サリドマイド
及び類似薬等の一部を除く医薬品は対象外
- 処方可能な製品が全て電子処方箋対応に
なっているわけではない
- 処方箋業務を柔軟に行う上で、まだまだ
改善が必要とされている電子処方箋システム



医療供給体制

減少する薬局数それでも

津々浦々まで行き届く医薬品供給体制

ドイツの公的医療保険制度

- 日本と同様、皆保険制度、ドイツ居住者は加入義務
- 公務員、自営業者、高所得者(69,300 ユーロ/年もしくは 5,775ユーロ/月)は、民間医療保険(プライベート医療保険)への加入が可
- 財源: 健康ファンド = 保険料 + 税投入 (少ない税投入の割合)
- 保険料率: 給料の14.6%、労使折半
- 理念:
 - 高所得者が低所得者を
 - 健常者が病人を
 - 若者が高齢者を
- 助ける

ドイツの公的医療保険制度

- 高い保険料・大きい償還

診療費・手術代・出産費は、通常自己負担なし
入院費もほとんどかからない



- 社会的弱者に優しい自己負担制度

入院費：年間最高28日分のベッド代(10ユーロ/日)

薬剤費：最高1箱あたり10ユーロ(ドイツは箱だし調剤)



処方薬剤費の自己負担料

高額医療患者の負担を少なくする制度

1箱あたりの保険請求額

5ユーロ未満

5～50ユーロ

50～100ユーロ

>100ユーロ

1箱あたりの自己負担料

全額

5ユーロ

保健請求額の10%

一律10ユーロ

ドイツの医薬分業制度

- 獣医を除き医師に調剤権がない
- 保険開業医院内に薬局や調剤部門を置けない
- 処方箋は全て院外へ出る
- 病院薬局は外来患者の処方箋を扱えない法律

地域薬局が24時間医薬品供給を担当しないと医療が成り立たない

輪番制による 24時間医薬品供給体制

- 原則、全薬局に輪番制に加わる義務がある

- 法的根拠:

薬局法 第1条

国民への医薬品供給を

確実なものにすること(概要)



時間外勤務のできる全薬局

- 品物が揃う

薬事関係法による在庫義務

医薬品総合卸のバックアップ、配送は1日数回、夜中にも

- 情報が揃う

ABDAデータベース(学術情報)

- 時間外対応窓口がある(義務)

夜勤担当薬剤師の安全確保

- 当番薬局の掲示(義務)

- 宿直薬剤師の仮眠室(義務)



24時間体制の構築

州薬剤師組合(LAK)の役割

- 州内における各輪番地区の妥当性(広さ・輪番内容)を審査し許可
- 担当日の変更届受理、該当輪番地区に所属する薬局への変更伝達
- 医療従事者組合法(Heilberufe-Kammergesetz)により、全薬局・薬剤師は該当州の組合会員となり、会員費を納める義務がある

地域住民への 当番薬局位置情報

The screenshot shows the website of the Landesapothekerkammer Baden-Württemberg. At the top, there is a navigation bar with links for 'Kontakt / Newsletter / Registrierung' and a login form with fields for 'Benutzername' and 'Passwort'. Below this is a main menu with categories like 'KAMMER', 'MITGLIEDSCHAFT', 'SERVICE', 'AUS-, FORT-, WEITERBILDUNG', 'PHARMAZIE/ RECHT', 'PRESSE/ MEDIEN', and 'E-REZEPT'. The main content area is titled 'Notdienstportal / Schnellsuche' and features a search form with fields for 'Ort oder PLZ' (containing '10.08.2024') and a 'Suchen' button. A dropdown menu shows 'Zeige die 5 nächstgelegenen Apotheken'. To the right, a sidebar lists various services: 'Schnellsuche', 'Umkreissuche', 'Notdienstkreis', 'Kalendarium', 'Jahresplan einer Apotheke', 'XML-Schnittstelle', 'Notfallpraxen', 'Notdienst-Newsletter', 'Aushangkärtchen', and 'Elektronische Notdienstanzeige'.

The screenshot shows the search results for '72108' on '10.08.2024'. The results are for 'am Sa. 10.08.2024 ab 08:30 Uhr'. The first result is 'Bären-Apotheke Rottenburg' located at Gartenstr. 86, 72108 Rottenburg am Neckar, with contact information: Tel. 07472 - 9 63 90, www.pillenbringer.de, and operating hours from 10.08.2024, 08:30 Uhr to 11.08.2024, 08:30 Uhr. The second result is 'pharmaphant Apotheke am Nonnenhaus' located at Nonnengasse 14, 72070 Tübingen (Innenstadt), with contact information: Tel. 07071 - 2 42 52, www.pharmaphant.de. A map shows the location of Rottenburg am Neckar. The sidebar on the right is identical to the previous screenshot.

- 薬局入り口付近の掲示板(義務)
- 各州薬剤師組合のサイト
- 当番薬局情報リーフレット
- その他のネット検索サイト

2024年度第1四半期 時間外勤務実績

- 17407薬局が時間外勤務を担当
- ドイツ全土で87291回の夜勤
- 1日平均1200薬局が担当(地区によっては1日に複数の薬局が担当)
- 1日平均20000人が時間外に当番薬局を利用

https://www.abda.de/fileadmin/user_upload/assets/Faktenblaetter/Faktenblatt_Notdienst.pdf

当番薬局への報酬

薬局時間外勤務保障法(2013)

薬局法第20条

- 夜勤ファンドの設置(ドイツ薬剤師協会の管轄、2013年8月1日)

ここへ集められた資金を当番薬局へ分配

- 現在、処方された医療用医薬品1箱あたり0.21ユーロが夜勤ファンドへ集められる
- 現在、1夜勤あたり474.09ユーロ(19%付加価値税込み)の夜勤報酬
- 四半期ごとに薬局へ支払われる

薬剤師組織

薬剤師・薬局の
大代表

ABDA
ドイツ薬剤師連盟

国レベル

BAK
連邦薬剤師組合

DAV
ドイツ薬剤師協会

州レベル

LAK
薬剤師組合
17

LAV
薬剤師協会
17

組合と協会、明確な役割分担

当薬局の当番日の様子



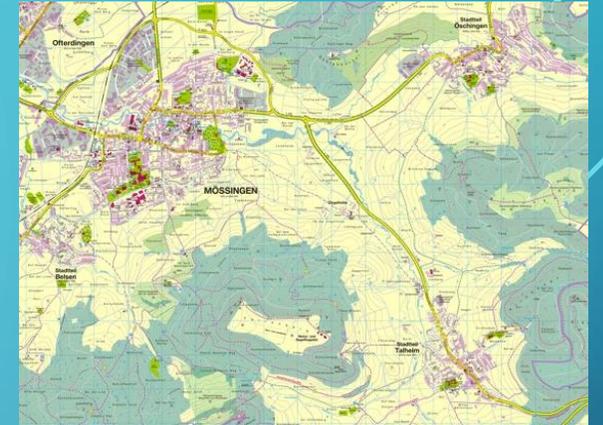
- 当輪番地区では、19日間隔で時間外勤務にあたる
- 薬剤師1名が夜勤を担当、薬局内で宿直
- 22～23時までは約15分間隔で電話が鳴るか患者さんが来局
- 20時～翌朝6時までは、2.5ユーロの夜勤手数料を患者さんが負担
- 主な処方薬剤
抗菌剤、解熱鎮痛剤、筋弛緩剤、抗血栓剤、下痢止め、制吐剤
- 主な購入製品
緊急避妊ピル(特に週末・祝祭日)を含むOTC医薬品、
創傷処置品、手消毒液、粉ミルク、体温計

医薬品の配達

- 配達サービス
 - ・患者さんの来局時に在庫がない
 - ・写メール、Faxにより紙処方箋が来る
 - ・薬局へ医院から電子処方箋直送(KIM方式)
- 遠隔服薬指導(電話、メール、テレビ電話)は薬局内でその薬局のスタッフが行う義務
しかし、ホームオフィスによる服薬指導は認められていない
- 医療用医薬品の配達には1アドレスあたり配送費2.98ユーロ(付加価値税込み)を
保険請求できる(2020年より)
- 特に、薬局から遠い地区に住む高齢者や小さなお子さんのいる家族に配送サービスが
喜ばれている

遠隔地への医薬品供給

- Rezeptsammelstelle (処方箋収集所) の設置
- ドイツ全土に約1200箇所
- 希望薬局は、州薬剤師組合の許可が必要
(2年毎の更新)
- 該当薬局は配達地区に処方箋収集箱を置く
- 必ず平日1日1回処方箋を回収し、
次の機会に医薬品を配送



処方箋収集箱のデジタル化

配送までの時間をより短縮



シン・ ドイツのかかりつけ薬局

将来も変わらない薬局の義務





シン・ドイツのかかりつけ薬局

- 「変わらない薬局」というのも新しい薬局のあり方の1つでは？

- 将来もかわらない薬局の最重要義務

医薬品の安全・安定供給

ご清聴ありがとうございました